

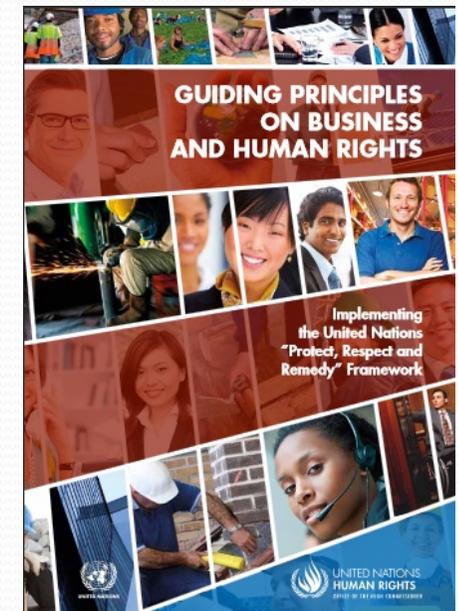
ビジネスと人権からみた 日本の公共調達

真和総合法律事務所
パートナー弁護士 高橋 大祐

CSOネットワーク主催
「第4回 持続可能な公共調達(SPP)フォーラム」
2018年11月8日

2011年に国連人権理事会で承認されたビジネスと人権指導原則は、国内外を通じて持続可能な公共調達を促進する原動力となっている。

- 指導原則における公共調達の位置づけ
 - 原則6： 国家に対し公共調達における人権尊重を要求
 - 原則13： 企業に対しサプライチェーンも含めた人権尊重を要求
- 指導原則の公共調達・サプライチェーン管理ルールへの影響
 - 指導原則を契機に、欧米諸国を中心として、サプライチェーンの管理に関するルール化や公共調達における持続可能性基準が進展
 - 東京2020組織委員会も、指導原則をふまえ「持続可能性に配慮した調達コード」を採択・運用
- 国別行動計画(NAP)における位置づけ
 - 日本政府は、2016年11月、数年内にNAPを策定すること発表
 - NAP策定のためのベースラインスタディにおいても「公共調達」を重要テーマとして位置付け、ステークホルダー関係者と意見交換を行った。
 - 日弁連は、持続可能な公共調達をNAP優先事項として位置付け。
 - 経団連も、地方公共団体への取組拡大なども含め、賛同する立場。



© 2011 United Nations

公共調達における持続可能性配慮の現状

①労働基準法違反等による刑事・行政処分等を入札参加資格停止事由として位置付け

②政府指針をふまえた反社会的勢力の公共事業等からの排除(入札参加資格への組入れ, 暴力団排除条項の導入, 誓約書の徴求等)

③総合評価落札方式における, くるみん(次世代育成支援対策推進法)・えるぼし(女性活躍推進法)・ユースエール(若者雇用促進法)認定企業に対する優遇措置の実施

④障がい者優先調達推進法に基づく, 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

⑤グリーン購入法に基づく環境負荷低減に資する製品・サービスの調達の推進

⑥建設業法, 公共工事入札契約適正化法, 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正における担い手育成・確保のための措置の導入

⑦一部の地方公共団体における, 地域経済に貢献する企業に対する優遇措置の実施

⑧東京2020組織委員会による「持続可能性に配慮した調達コード」の発表

日本の公共調達課題

課題	内容
① 包括的な基準が存在しない。リスクの高い分野の基準が不十分。	現在の法制度は特定の物品・事業・分野に限定されたものであり、包括的に持続可能性に配慮した調達基準が設定されているとはいえない。特に「ビジネスと人権」の観点からリスクの高い分野(強制労働・児童労働, 紛争鉱物, 不正採取原料の使用など)に関する基準が不十分。
② サプライチェーンを通じた基準遵守が不十分。	重大な人権侵害がサプライチェーンの末端・川上において発生することが多いところ, サプライチェーンを通じた調達基準の遵守が要求されているとはいえない。
③ 民間調達における持続可能性配慮が不十分。	欧米では, 化学物質, 木材, パーム油, 紛争鉱物, 児童労働・強制労働の防止など様々な品目・分野についてサプライチェーン管理規制や非財務情報開示実務が存在し, 民間における責任ある調達が進展。日本にはこのような法制度・実務が現状十分ではないからこそ, 公共調達に期待される役割が大きい。
④ 中小企業の実績が不十分。	中小企業をはじめとする調達先企業において人権尊重・持続可能性配慮に向けた取り組みが十分ではなく, 日本社会全体の底上げが必要。
⑤ 調達・契約担当官の知識が不足。	公共調達を担当する国・地方公共団体の調達・契約担当官にも指導原則・持続可能性に関する知識が十分にあるとはいえない。
⑥ 苦情処理メカニズムが未整備。	調達基準違反の場合の苦情処理メカニズムが十分に整備されているとはいえない。
⑦ 欧米と比較した取組の遅れ	米国では公共事業からの人身取引の排除を要求する改正連邦調達規則が採択され, 欧州では環境・社会に関する公共調達基準を導入する公共調達指令が採択されていることと比較して, 取組みの遅れが否めない。
⑧ 五輪調達コードのフォローアップが不透明。	五輪調達コードは, 指導原則をふまえた公的な調達の取組みとして着目されるが, 公共調達にどのように生かされるかフォローアップが不透明。

持続可能な公共調達への推進に向けた方向性と工夫

- ✓ 1. 公共調達基準に人権尊重を含む持続可能性基準を組み込み、遵守・開示を要求する。
- ✓ 2. 特にリスクの高い分野・物品については厳格かつ詳細な調達基準を設ける。
- ✓ 3. 調達先企業にサプライチェーンを通じた調達基準の遵守の働きかけを要請する。
- ✓ 4. 中小企業を含む調達先企業の実力強化のためにツール・研修・相談窓口を提供する。
- ✓ 5. 国・地方公共団体その他公共機関の公共調達担当官の能力強化を図る。
- ✓ 6. 調達基準不遵守の場合の苦情処理メカニズムを整備する。
- ✓ 7. 日本企業の実務や既存の法制度に整合した基準を設定する。地方公共団体の理解・浸透を得る観点から、持続可能な地域の活性化に資する基準も取り込む。
- ✓ 8. 米国連邦調達規則、EU公共調達指令、東京五輪調達コードといった国内外の公共調達ルールからの教訓や課題を参考にする。

ご清聴ありがとうございました。
不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

弁護士 高橋 大祐

真和総合法律事務所

東京都中央区京橋一丁目1番1号

八重洲ダイビル5階

電話： 03-3517-5499(直通)

Email: takahashi@shinwa-law.jp